

令和2年度 輸送の安全に関する公表（自動車運送事業）

1 はじめに

道路運送法（昭和26年法律第183号）第29条の3、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第47条の7第1項及び鹿児島市交通局自動車安全管理規程（平成19年交通局規程第3号）第17条第1項の規定に基づき、令和2年度の鹿児島市交通局自動車運送事業における輸送の安全に関する情報を公表します。

2 安全方針

- (1) 常に安全意識を高く持ち、お客様の安全の確保を最優先します。
- (2) 関係法令等決められたルールを遵守します。
- (3) 安全を守るための取り組みを絶えず見直し改善します。

3 令和2年度安全重点施策

- (1) 安全確認の徹底で「重大事故ゼロ」「有責事故件数12件以下」を目指します。
- (2) 安全輸送の向上を図るため、より一層乗務員研修を充実させて実施します。
- (3) 輸送の安全を確保するため職員の健康状態を常に把握し健康意識を高めます。

4 令和2年度安全重点施策の達成状況

- (1) 重大事故の発生はなかったが、有責事故が25件発生した。
- (2) 例年行っている全体研修を5回実施した他、乗務員の94人に運行管理者等が添乗し運転操作・接遇等に関する指導を行った。
- (3) 点呼時に、乗務員の疲労、睡眠不足、体調等の確認を実施するとともに、個々の健康診断の結果に基づき要検査者等の医療機関の受診や保健師による健康相談の受診確認を行うなど職員の健康状態を把握し、輸送の安全確保に努めた。また、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用と手洗い・うがいの励行を徹底するとともに出勤時の検温を実施した。

5 事故等に関する情報

(1) 自動車事故

令和2年度は、自動車事故報告規則第2条各号に該当する事故が2件発生しました。

【事故の内訳】

事故の内容	件数	該当規定
歩行者との接触	1	第3号（注）
自転車との接触	1	第3号（注）
合計	2	

（注）自動車事故報告規則第2条各号に定める事故（抜粋）

第3号 死者又は重症者（※1）を生じたもの

（※1）14日以上入院又は入院を要し治療を要する期間が30日以上のもの等

【過去5年間の自動車運送事業における事故発生件数の推移（委託を含む）】 （単位：件）

年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
人身事故	10	11	19	17	6
物損事故	55	61	67	65	43
両方	3	0	0	0	2
合計	68	72	86	82	51
(有責)	(28)	(38)	(44)	(39)	(34)

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雪等）

①災害等の発生に伴い、次のとおり運休しました。

- ・令和2年6月30日、倒木による通行止めのため
（70番線・桜島代替線）始発から10時30分まで
（定期観光バス・桜島自然遊覧コース）午前便
- ・令和2年7月8日、落石による通行止めのため
（サクラジマアイランドビュー）10時30分発の便、以降の出発便は終日迂回運行

② 降雪・大雨・台風接近による桜島フェリー運行見合わせ等に伴い、次のとおり運休しました。

- ・令和2年9月2日、台風9号による影響のため
（サクラジマアイランドビュー）11時00分発から終日
（定期観光バス・桜島自然遊覧コース）午後便
- ・令和2年9月6日、台風10号による影響のため
（路線バス・全線）正午から終日
（定期観光バス・かごしま歴史探訪コース、桜島自然遊覧コース）全便
（カゴシマシティビュー）正午から終日
（サクラジマアイランドビュー）全便
- ・令和2年9月7日、台風10号による影響のため
（路線バス・全線）始発から10時00分まで
（定期観光バス・かごしま歴史探訪コース、桜島自然遊覧コース）全便
（カゴシマシティビュー）始発から10時00分まで
（サクラジマアイランドビュー）始発から11時30分まで
- ・令和2年10月8日、台風14号による影響のため
（サクラジマアイランドビュー）15時00分発から終日
- ・令和3年2月18日、降雪による影響のため
（サクラジマアイランドビュー）10時30分発から12時30分まで

③ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、次のとおり運休、減便しました。

- ・令和2年4月11日～5月17日
（定期観光バス・かごしま歴史探訪コース）運休
- ・令和2年4月18日～5月17日
（カゴシマシティビュー、サクラジマアイランドビュー）運休
（定期観光バス・桜島自然遊覧コース）運休

・令和3年2月8日～3月7日

(カゴシマシティビュー) 減便 (19便/日→13便/日)

(カゴシマシティビュー・夜景コース) 運休

(サクラジマアイランドビュー) 減便 (15便/日→10便/日)

(定期観光バス・かごしま歴史探訪コース、桜島自然遊覧コース) 運休

6 輸送の安全確保のための取組

	研修名	期間	受講者数
1	乗務員添乗指導	4月3日～3月25日	94名
2	貸切乗務員乗務研修	4月20日	2名
3	第1回乗務員全体研修 ～春の全国交通安全運動によせて～	5月18日～5月22日	120名
4	第2回乗務員全体研修 ～夏の交通事故防止運動によせて～	7月13日～7月17日	124名
5	リフトバス取扱い研修	7月27日～7月29日	12名
6	運転者適性診断 (NASVA)	9月8日～10月13日	43名
7	整備管理者研修 (整備振興会)	9月24日	3名
8	第3回乗務員全体研修 ～秋の全国交通安全運動によせて～	9月28日～10月2日	126名
9	運行管理者一般講習 (NASVA)	10月6日、10月28日	19名
10	整備主任者技術研修 (整備振興会)	12月12日	1名
11	整備主任者等定期研修 (整備振興会)	12月8日	2名
12	事故惹起者 (上期・下期) 研修	11月25日～11月27日	15名
13	年末年始輸送安全総点検 ～各留置、北営業所、桜島営業所他の巡視～	12月23日、1月7日	管理者他 計10名
14	第4回乗務員全体研修 ～冬の全国交通安全運動によせて～	12月18日～12月22日	120名
15	第5回乗務員全体研修	2月8日～2月12日	120名
16	事故惹起者研修	2月12日	8名



第2回乗務員全体研修（R2.7月）



第5回乗務員全体研修（R3.2月）

7 輸送の安全のために講じた措置

点呼時や掲示板等において、事故やヒヤリハットの発生状況・原因などの情報共有を図り、安全運行に対する注意を喚起するとともに、外部講師を招いた講演やドライブレコーダーの映像を活用した乗務員研修を行うことで、事故原因となりうる背景や防止策等について認識の共有を図りました。

また、平成元年2月9日労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」に定められている拘束時間、運転時間、休息时间等について、理解の向上を図るとともに、体調管理の重要性等、健康面からの安全運行の意識向上に繋げる研修を実施しましたほか、外部研修として、公営交通事業協会が開催する「エコドライブ研修」及び「運行管理者研修」（滋賀県東近江市）は中止となり、安全運転中央研修所が開催する「旅客自動車運転者課程」研修（茨城県ひたちなか市）に派遣予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため参加は見送りました。

このほか、道路工事、イベント・祭り等による臨時的な迂回運行については、点呼時や掲示等で周知を徹底しました。

8 輸送の安全に関する投資額

項目	令和2年度実績	主なもの
乗務員の研修に係る費用	905千円	局内全体研修
運行管理者の研修に係る費用	61千円	一般講習
運行管理機器の整備・保守に係る費用	774千円	アルコールチェックに係る消耗品、通信運搬費等
車両の整備に係る費用	33千円	整備主任者研修、各種講習等

9 行政処分の情報

行政処分はありません。

1 0 安全に関する内部監査

運輸の安全マネジメントの実施状況を点検するため、局内の職員で構成された監査チームによる内部監査を実施しました。

(1) 目的

関係法令及び安全管理文書が適合し、その実施体制・手順が確立され、P D C Aサイクルが適切に機能しているか、安全管理体制上、どのような効果を得られているかを確認する。

(2) 実施日

令和3年1月28日

(3) 監査の結果（所見等）

輸送の安全確保に関する態勢の維持管理に努めており、是正すべき問題点は見当たらなかった。

1 1 安全統括管理者に関する情報

安全統括管理者（自動車運送事業） バス事業課主査（兼運行管理者）

1 2 鹿児島市交通局自動車安全管理規程

別紙のとおり